

自家用電気工作物の保安管理業務委託仕様書

1. 件 名 甲府市山宮福祉センター（外4箇所）自家用電気工作物保安管理業務
2. 実施場所 別紙1参照
3. 対象電気工作物 別紙1参照
4. 委託期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日

5. 委託業務内容

電気事業法第42条第1項の定めによる、自家用電気工作物の保安規程の作成、定期点検、維持管理等の業務を委託する。委託する保安管理業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 受変電設備の維持管理、定期点検

- 1) 電気工作物の点検、測定及び試験は、原則として下記によって別紙2「点検項目」のとおり行うものとする。

①月次点検

施設の点検、測定及び試験を年6回（隔月1回）行うものとする。

②年次点検

施設の点検、測定及び試験を年1回行うものとする。点検日は別途協議の上決定するが、停電時間は4時間以内とする。

なお、変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルについては、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領(内規)」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

③臨時点検

必要に応じて施設の点検、測定及び試験を随時行うものとする。

- 2) 電気使用合理化等に対するアドバイスを適宜実施すること。
- 3) 業務の履行にあたっては、労働安全衛生法等関係法令に基づいて業務を行うものとし、対象設備を把握のうえ、業務実施に必要な安全対策を自ら確立すること。
- 4) 緊急時の対応として、電気事故・故障が発生した場合、昼夜を問わず24時間対応で応急処置をするものとし、各施設への対応については、別紙3「委託事業場別緊急時対応時間表」記載の対応体制を確立すること。
- 5) 災害時の対応として、台風、集中豪雨等の地域的な災害時には、組織的に事故対応を行うこと。

6) 絶縁監視装置の設置

- ①電話回線等を利用した絶縁監視装置を設置し、24時間絶縁状態を監視すること。
- ②絶縁監視装置が発報した場合は、速やかに対応すること。(緊急時の対応に準ず)
- ③警報発報に伴う出動実績を一覧表にまとめて報告すること。

7) 設備改修等に伴う経済産業大臣への届出および電力供給事業者等関連事業者への申込を速やかに実施すること。

8) 主任技術者変更に伴う経済産業局への申請、届出

- ①契約が締結された場合、委託期間に合わせて、受託者の責任において保安管理業務外部委託承認申請書ならびに保安管理規定届出書を作成し、経済産業局に提出するものとする。
なお、受託者が引き続き前年度と同一の者である場合にはこの申請、届出は必要ないものとする。
- ②上記①の申請が1ヶ月以内に承認得られなかった場合、または取消しになった場合は、委託者が一方的に契約を解除できるものとする。
- ③申請、届出に係る費用は、保安管理業務委託に含むものとする。

9) 提出書類

受託者は、本仕様書に定める各項目を遵守するにあたり、次に掲げる各書類を委託者に提出すること。

- ①「自家用電気工作物の保安管理業務外部委託の承認について」の写し
- ②当該施設における電気保安従事者名簿、主任技術者免状の種類・番号・取得年月、実務経験年数一覧表
- ③点検に必要な測定機器等の保有一覧表
- ④緊急時の連絡方法、連絡先(組織図等)
- ⑤主たる連絡場所から当該施設までの距離、到達時間、交通手段
- ⑥災害体制時のマニュアル

6. 点検報告

月次点検、年次点検の報告書を作成し、提出すること。

7. 長期継続契約

本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

8. その他

作業日程及びその他不明な点については、監督員と協議の上決定すること。